

「国保会館」ビル管理業務仕様書

令和8年度

山口県国民健康保険団体連合会

1 業務名

「国保会館」ビル管理業務

2 場所

山口市朝田1980番地7

3 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 業務内容

(1) ビル管理業務（毎月）

(2) 空気環境測定（2ヶ月に1回、1日2回測定実施、14箇所）

ア 浮遊粉塵量

イ 一酸化炭素の含有量

ウ 二酸化炭素の含有率

エ 温度

オ 相対湿度

カ 気流

キ ホルムアルデヒドの量

・ア～ウについては、1日の平均値を基準値と比較対象とする。

(3) 照度測定（年2回、12箇所）

対象：館内執務室（別添図面参照）

5 管理対象

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）第2条第1項

(1) 建築基準法でいう建築物

(2) 特定用途に使用されている建築物

(3) 延べ面積が3,000㎡（学校は8,000㎡）以上で、そのほとんどが特定用に使用されている建築物。

6 届出

(1) 建築物を使用した日から1ヶ月以内に保健所長を経由して、都道府県知事に提出する。

(2) 建築物環境衛生管理技術者（ビル管理士）を選任し届出する。

7 点検報告書

受託者は、点検整備を行った時、速やかに点検報告書を作成して委託者に提出し、その確認を受けるものとする。

8 その他

- (1) 建築物衛生法に規定される「建築物環境衛生基準」に従い、適切に検査等実施すること。
- (2) 作業中は、必要な安全対策を講じ、常に事故防止に努めること。
- (3) 作業は月曜日から金曜日に行うこと（祝日を除く）。